

農業分野に係る経営力向上に関する指針

第1 現状認識

国内の農業総産出額は、ここ数年増加傾向にあり、2017年には米の需要に応じた生産の進展等から約9.3兆円となっている。また、生産農業所得も、2015年以降、3年連続で増加し、2017年には農業総産出額の増加に伴い、約3.8兆円となっている。

一方、我が国の農業を支える基幹的農業従事者数は、近年、減少傾向で推移するとともに、高齢化が進展している。2018年において、基幹的農業従事者数は約145万人、平均年齢は66.6歳で年齢構成は70歳以上の層にピークがあり、今後、この層のリタイアによる労働力の減少が急激に進むと見込まれている。

担い手の減少や高齢化の進行に伴い農業労働力が不足する中で、食料の安定供給の確保に向けて、農業の持続的な発展を確保していくためには、担い手の経営承継や規模拡大、法人化等の推進、農作業の効率化につながる農地の集積・集約化、担い手の育成・確保等による国内農業の生産拡大とともに、農作業の省力化を実現するAI、IoT、ロボット技術等を活用したスマート農業、環境に配慮した農業生産等の推進により、労働生産性の向上や農業所得の増加を促進し、農業経営体の経営改善・強化を図ることが重要である。

第2 経営力向上の内容・実施方法等に関する事項

1 経営力向上計画の計画期間

計画期間は3年間ないし5年間とする。

2 経営力向上に係る要件

一 現に有する経営資源を利用する場合

経営力向上計画（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第17条第1項に規定する経営力向上計画をいう。以下同じ。）の策定に当たり、農業を営む中小企業者等（法第2条第2項に規定する中小企業者等をいう。以下「事業者」という。）が目標として設定すべき経営指標は、中小企業等の経営強化に関する基本方針（平成17年総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第2号）のとおり「労働生産性」とする。

※ 労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数に一人当たりの年間就業時間を乗じた数値）で除したものとする。

二 他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する場合

イ 事業承継の促進

事業者が事業承継等（法第2条第11項第9号に掲げるものを除く。）を行う場合にあっては、事業の継続が困難である他の事業者の事業を承継するものうち、事業の経営の承継を伴う取組を支援対象とする。

ロ 経営指標

経営力向上計画の策定に当たり、事業者が目標として設定すべき経営指標は、

中小企業等の経営強化に関する基本方針のとおり「労働生産性」とする。

3 経営力向上に係る目標

事業者が、2の経営指標を用いて経営力向上計画に定めるべき目標は、その計画期間に応じて以下のいずれかとする。

- 一 3年間の計画の場合 1%以上
- 二 4年間の計画の場合 1.5%以上
- 三 5年間の計画の場合 2%以上

4 経営力向上の取組内容に関する事項

事業者は、事業者自身の経営資源の活用の状況を分析の上、次の実施事項を踏まえ、経営力向上に向けて改善すべき点を把握し、経営力向上に取り組むとともに、経営力向上計画には、農業に関して、目標達成に向けて必要な実施事項を定めることとする。

一 農業経営マネジメントに係る事項

青色申告による取引の記帳等を通じ、農業経営の改善や対外信用力の強化等の基礎となる信頼性のある計算書類等の作成に取り組む。また、事業環境や事業者自身の強み等を踏まえた適切な経営計画の策定を進め、計画的な事業拡大・投資を行うとともに、各種データを活用したPDC Aサイクルの確立・運用等を通じた経営改善を図る。

加えて、自然災害、感染症等による急な事業環境の変化等に対応できるよう、防災、減災、感染症対策等の事業継続のための取組を進めるとともに、農業経営収入保険、経営安定対策、農業共済、各種民間保険等を活用し、リスク管理に努める。業共済、各種民間保険等を活用し、リスク管理に努める。

二 農畜産物の付加価値を向上させる取組に係る事項

消費者や実需者のニーズを把握・明確化し、ニーズに沿った農畜産物や加工品の生産・開発・改良、販売方法の改善等を通じた高付加価値化、差別化、販路の確保に取り組む。これらの取組に当たっては、商工業者との連携を通じた他産業のノウハウの活用を努める。

三 生産コストの削減及び先端技術の導入、生産・製造管理の高度化に係る事項

効率的で高度化した生産方式を推進するため、省力化に資する機械・技術等の導入、農地の集積・集約化による経営規模の拡大、スマート農業等の先端技術及び栽培・飼養等に係る新技術の導入や畜産部門における自給飼料の生産・利用の拡大に取り組む。

また、GAP、HACCP等の導入により、消費者に対する衛生管理面等における信頼性の確保に取り組む。

四 環境に配慮した農業生産に係る事項

環境保全効果の高い営農活動の普及が推進されるよう、持続性の高い農業生産方式の導入や有機農業の積極的な推進、省エネルギー技術、気候変動適応技術・品種を活用した生産管理に取り組む。

五 人材の育成・確保に係る事項

中長期的な視点を持って経営承継や人材の育成に計画的に対応する。人材確保

に向け、求める人材像、雇用条件及びキャリアパスの明確化、従業員の適正な評価、従業員の健康増進に資する取組等の職場・労働環境の改善に係る取組等を通じ、女性、高齢者及び障害者を含む多様な担い手の働きやすさ及び意欲の増進を図るとともに生産技術、経営管理等に係る研修に取り組む。

六 経営資源の組合せに係る事項

効率的な農畜産物及び加工品の生産や販売等が推進されるよう、現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源を有効に組み合わせ、一体的に活用する。

第3 経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

1 雇用への配慮

農林水産大臣は、人員削減を目的とした取組を経営力向上計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。なお、組織再編行為が従業員等に与える影響が大きいことに鑑み、事業承継等を行う場合にあっては、特に配慮するものとする。

2 地域経済の健全な発展

農林水産大臣は、地域経済の健全な発展に配慮するため、地域経済やサプライチェーンの維持・強化に資する事業承継等に係る取組を促進するものとする。

3 計画進捗状況についての調査

農林水産大臣は、経営力向上計画の進捗状況を調査し、把握する。また、経営力向上計画の進捗状況を事業者自ら定期的に把握、評価することを推奨し、事業者の行った自己評価の実施状況を把握する。

4 外部専門家の活用

農林水産大臣は、経営力向上計画の認定、経営力向上計画の進捗状況の調査、指導・助言に際しては、その事業内容及び経営目標が適切か否かを判断するに当たって、必要に応じて認定事業分野別経営力向上推進機関及び認定経営革新等支援機関その他の専門家の知見を活用する。

5 信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨

農林水産大臣は、関係行政機関の長等と連携して、事業者には会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、事業者が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力を向上させ、事業者の財務経営力の強化を図ることが、経営力向上の促進のために重要であるとの観点から、事業者に対し、納税の青色申告による取引の記帳又は中小企業の会計に関する基本要領（平成24年2月1日中小企業の会計に関する検討会作成）若しくは中小企業の会計に関する指針（平成17年8月1日日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会策定）に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨する。

6 申請手続の簡素化

農林水産大臣は、申請手続の負担を軽減するため、電子申請システムの利用促進に努める。

7 IT、データ等の活用の促進

農林水産大臣は、自動化、遠隔対応、ビジネスモデル革新、サイバーセキュリティ対策その他の事業者の経営力向上に向けた取組の促進に当たって、農業の特性に配慮しつつ、農業経営の支援機関、取引先等を通じた働きかけ、共通基盤の構築等を通じて、事業者によるIT、データ等を活用した生産性の向上に係る取組を促進するよう努めるものとする。

8 事業承継の円滑化に向けた環境整備

農林水産大臣は、事業者が事業承継を契機として経営力向上に向けた取組を行うことができるよう、関係行政機関の長等と連携して、事業者が事業承継を円滑に行うことができる環境を整備するものとする。

第4 事業分野別経営力向上推進業務に関する事項

認定事業分野別経営力向上推進機関に対しては、1に掲げる要件を満たし、かつ、2に掲げる業務を行うための知見や能力を有することを求める。

1 要件

一 組織体制

イ 窓口となる拠点を有していること。

ロ 役員（会長、理事等）がおり、かつ、常勤職員が2人以上いること。

ハ 事業者団体の運営や農業の振興に係る定期的な会合を年1回以上開催していること。

ニ 事業分野別経営力向上推進業務に相当する業務に係る1年以上の実務経験を含む3年以上の普及啓発及び研修等又は調査研究に係る実務経験を有している者により、2に掲げる業務を行うこと。

ホ 事業分野別経営力向上推進業務を行う者が中核となって、適切な人材管理を行うとともに、自らの監督と責任の下に下部組織等を活用して、事業分野別経営力向上推進業務を実施する体制を有していること。

二 事業基盤

イ 会員からの会費収入又は自主事業による収入その他の適切な収入基盤を有していること。

ロ 決算報告書等、事業基盤の健全性を確認できる書類等を作成していること。

2 業務

一 普及啓発及び研修等

事業者が経営力向上の取組を効果的に実施できるよう、その模範となる取組について、セミナーやWEBサイトによる情報の発信等を図ること。

二 調査研究等

経営力向上の模範となる取組に係る情報の収集、整理及び分析並びに必要な調査研究を行うこと。

3 事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たって配慮すべき事項

一 農林水産大臣が配慮すべき事項

イ 農林水産大臣は、地域における事業者の支援の担い手を多様化・活性化し、

事業者に対して専門性の高い支援を行うための支援体制の充実を図るものとする。

- ロ 農林水産大臣は、事業分野別経営力向上推進業務を行う者に対して、必要な制度概要等の周知徹底に努めるものとする。
 - ハ 農林水産大臣は、事業分野別経営力向上推進業務を行う者が認定の申請を行う際に必要となる書類の簡素化に努めるものとする。
 - ニ 農林水産大臣は、認定事業分野別経営力向上推進機関に対して、政策評価の観点から、定期的に事業分野別経営力向上推進業務の実施状況や成果について、任意の調査等を実施するものとする。
 - ホ 農林水産大臣は、認定事業分野別経営力向上推進機関に対する任意の調査等の結果、必要と判断した場合には、当該認定事業分野別経営力向上推進機関の事業分野別経営力向上推進業務の成果について報告を求める等により、当該認定事業分野別経営力向上推進機関による支援体制の状況等を把握するものとする。
- 二 認定事業分野別経営力向上推進機関が配慮すべき事項
- イ 認定事業分野別経営力向上推進機関は、事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たって、合理的な理由なく、特定の事業者を支援対象から外すことのないようにすること。
 - ロ 認定事業分野別経営力向上推進機関は、業務上知り得た秘密の保持による信頼の確保を図ること。
- 三 独立行政法人中小企業基盤整備機構が配慮すべき事項
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定事業分野別経営力向上推進機関の依頼に応じて、技術、海外展開、広域的販路開拓、商業活性化、知財管理等に関し専門的な知識を有する専門家の派遣等の協力業務を行うこと。

第5 適用範囲

本指針の適用範囲は、日本標準産業分類のうち、中分類01-農業（小分類014園芸サービス業を除く。）に分類される事業者に適用されるものとする。